

京都議定書第 6 条に係る指針に関するノンペーパー

(提出国：オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、アメリカ合衆国)

本ペーパーは、京都議定書第 6 条のガイドラインについて、オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、ウクライナ及びアメリカ合衆国の準備段階の見解を示すものである。われわれは、第 6 条に基づく事業は、温室効果ガスについて費用効果的な削減及び除去の機会を提供し、京都議定書の目的の達成に向けて大きく貢献することができるものと信じる。これらの事業は技術及び資金の移転を通して、ホスト国が国内対策を行う能力を高めることもできよう。

指針の作成は、第 6 条を実施する上での必須条件ではないが、より円滑でかつ一貫性のある実施を確かなものにするためには、指針の制定が有用であるとみられる。

第 6 条のメカニズムは、温室効果ガスの発生源による人為的排出の削減、又は吸収源による除去の強化を、費用効果的な方法で促進することによって、環境保全上の効果に貢献すべきものである。したがって、第 6 条メカニズムの設計は、簡潔で、透明性があり、かつ取引費用を最小限とするものであるべきである。

本ペーパーは 2 部構成となっており、第 1 部は、第 6 条メカニズムの要素についてわれわれの考えを述べ、第 2 部は、決定テキストの提案となっている。

本ペーパーのある特定の要素に含まれるものが、最終的に、第 6 条に係る決定に反映されるか、又はその他の決定に反映されるかについては、何ら予見を持つものではない。

第 1 部 第 6 条メカニズムの要素

1 . 第 6 条における事業の参加者

第 6 条においては、締約国は、「附属書 I の締約国が第 5 条又は第 7 条の規定に基づく義務を履行していない場合には、排出削減単位を取得しないこと。」ことを条件として排出削減単位を取得することができる（第 6 条 1 項(c)）

また、第 6 条では、「附属書 I の締約国は、自己の責任において、法人がこの条の規定に基づく排出削減単位の発生、移転、又は取得につながる行動に参加することを承認することができる」とされている。（第 6 条 3 項）

2 . 事業の適格性

2.1. 事業の承認

第 6 条 1 項(a)では、「当該事業が関係締約国の承認を得ていること」が求められている。

2.2 削減および除去

第 6 条 1 項(b)では、「当該事業が発生源による排出の削減又は吸収源による除去の強化をもたらすものであること。この削減又は強化は、当該事業を行わなかった場合に生ずるものに対して追加的なものとする。」が求められている。

第 6 条 1 項(b)に留意して、次のありうべき状況を考慮に入れて、指針はさらに精緻化されるべきである。

- (i) 移転を行う締約国が、第 5 条及び第 7 条に基づく自国の義務を履行している
- (ii) 移転を行う締約国が、第 5 条又は第 7 条に基づく自国の義務を履行していないと判明している。

3 . 排出削減単位

3.1. 排出削減単位の表記

（添付した決定テキストの附属書第 3 及び第 4 パラグラフ参照）

3.2. 排出削減単位の発行と移転

（添付した決定テキストの附属書第 5 パラグラフ参照）

3.3 締約国の登録簿

締約国のそれぞれの（各自の）目標の履行を検証するためには、排出削減単位の発生、移転及び取得を追跡することが必要となる。

締約国は、国内登録簿を作成すべきである。多様な京都メカニズムの追跡及び報告要件を簡素化するため、締約国は、2つ以上のメカニズムに対して一つの登録簿の利用を選択することができ得る（添付した決定テキストの附属書6,7,8,9及び10項参照）

4 . 報告及び検証

事業の報告及び検証は、環境保全上の効果を確保する上で決定的である。この意味で、我々は添付した決定テキストの附属書第11パラグラフ及び第12パラグラフの部分的な決定テキストを提案するものであるが、指針のさらなる精緻化が必要なことに留意する。（添付した決定テキストの附属書第11パラグラフ及び第12パラグラフ参照）

5 . 履行に関する問題

第6条4項では、「この条に規定する要件を附属書の締約国が履行することに関する問題が第8条の関連規定に従って明らかにされる場合には、当該問題が明らかにされた後も排出削減単位の移転及び取得を継続することができる。ただし、締約国は、遵守に関する問題が解決されるまで、第3条の規定に基づく約束を履行するために当該排出削減単位を用いてはならない。」とされている。

第6条第4項の実施に関しては、さらなる精緻化が必要である。特に、「履行に関する問題」を特定し、「遵守の問題」を解決するために、明確、客観的、かつ迅速な過程を構築することが必要である。

6 . 「割当量」との関係

第3条10項および第3条11項では：（一部強調）

- ・ **第6条**又は第17条の規定に基づいて一の締約国が他の締約国から取得する**排出削減単位**又は割当量の一部については、取得を行う締約国の割当量に加える。

- ・ **第 6 条**又は**第 1 7 条**の規定に基づいて一の締約国が他の締約国に移転する**排出削減単位**又は**割当量の一部**については、移転を行う締約国の割当量から減ずる。

第6条メカニズムの決定テキスト

締約国会議は、

特に、京都議定書の第3条及び第6条を想起し、

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、議定書の第6条に基づき、検証及び報告を含む第6条の実施のための指針を更に精緻化できることに留意し、

議定書第3条10項と11項によると、第6条に基づく活動は、議定書の附属書Bに規定される附属書Iの締約国の割当量の総計を変更するものではないことを認識し、

1．本議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に対し、添付した附属書をその第1回会合において採択する決定を行うよう勧告することを決定する。

附属書

定義

1. 本附属書における「議定書」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書をいう。
2. 本附属書で言及している条項は、他に断りのない限り京都議定書のものである。

排出削減単位

3. 排出削減単位は、二酸化炭素相当の1メートルトン（決定2/CP.3で定義され、又はその後第5条に従って改正される地球温暖化係数を使って計算される）の単位で表記される。
4. 各排出削減単位は、発行締約国名、発行時期及び事業を判別するものを含めた一意のシリアル番号によって特定される。

排出削減単位の発行と移転

5. 事業立地点が位置する締約国は、排出削減単位を発行し、事業に参加する締約国及び/又は法人に移転する。排出削減単位は、事業参加者の合意にしたがって事業参加者の間で分配される。

締約国登録簿

6. 第6条に基づく事業の関係締約国は、国内登録簿を保持する。締約国の国内登録簿は、排出削減単位の保有、移転及び取得の記録を含む。
7. 登録簿に含まれる情報は公的に入手可能である。
8. 2カ国以上の締約国は、自発的に、それぞれの登録簿が法的に区別されている連結されたシステムにおいて、それらの国の登録簿を保持することができる。
9. 排出削減単位の移転及び取得は、（シリアル番号で特定された）単位を移

転国の登録簿より差し引き、取得国の登録簿に加えることによってなされる。

10 . 締約国が第3条第1項に基づく自国の目標を達成するために使用した排出削減単位は、当該締約国により回収される。その場合、この単位をさらに利用することはできない。全ての回収された排出削減単位の記録は、締約国がその登録簿に保持される。

報告及び検証

11 . 第6条に基づく事業のそれぞれの関係各締約国は、第7条に基づき事務局に提出される年次報告の中に、標準フォーマットで、特に下記の情報を含める。

当該年の排出削減単位の移転と取得（各単位ごとに、そのシリアル番号及びそれが移転された、又は取得された締約国の登録簿を含む。）

当該年に回収された排出削減単位（シリアル番号で特定）

12 . 事務局に提出された情報は、第8条及びその指針により検討され、事務局により公開される。